

## 「2020 インターハイ特別基金」制度 運動部活動に加入・登録する高校生を対象とした基本スキーム

### 1 特別基金の性格

分散開催となった平成 32 年度インターハイの開催経費の開催地負担を可能な限り軽減することから、本連盟として本制度を導入し独自の経費確保をより確実なものとする取り組みである。

インターハイは、昭和 38 年に第 1 回全国高校総体が開催されて以降半世紀余りが経過し、我が国スポーツの普及・発展、競技力の向上だけに留まらず、教育的にも極めて大きな意義を有する大会として開催されてきた。本基金はインターハイが 2020 年の我が国でのオリンピック・パラリンピック開催が事由となって、同年の開催ができなくなるといった事態を避けるため、日々真摯に運動部活動に取り組んでいる全国の高校生から広く基金を募るものであり、あくまで当人の意思と自主性にに基づき拠出される基金としての位置付けである。

### 2 対象

インターハイ夏季大会に開催する 30 競技種目の専門部に登録している高校生を対象に協力を依頼する。

### 3 目標額

基金の性格から金額を確定することは困難であるが、概ね一人 100 円程度の拠出を想定しており、30 競技専門部に登録している生徒数約 120 万人（平成 27 年度実績）の 8 割強からの協力が得られたとした場合、単年度で約 1 億円程度の基金確保が試算できる。

### 4 導入年度

インターハイがこれまで半世紀余りの間、途切れることなく持続的に開催されてきたという事実、さらに今後も永続的に開催していく立場から、広く基金を募るといった考え方に立ち、平成 32 年度インターハイに関係する生徒だけに限定するのではなく、可能な限り早期に本制度を導入する。

平成 28 年度から導入することにより、開催経費確保の目途が立てられ、代替開催地確保にむけた関係都道府県主管課等への依頼や交渉にも活かすことが可能になる。

### 5 基金収受の流れ

- (1) 前年度中に全国高体連が趣意書、募集要項、払込取扱票を準備し、全国高体連 30 競技専門部に事前送付し周知する。
- (2) 全国高体連は上記の関係諸用紙を各都道府県高体連競技専門部へ送付する。
- (3) 各都道府県競技専門部は、年度当初の総会・個人登録等の機会を捉え、本制度を登録生徒や加盟校、保護者等に周知した上、加盟校へ関係諸用紙を配布する。
- (4) 各校では、それぞれの部活動ごとに基金を集約した上、全国高体連が開設する「ゆうちょ銀行」の指定口座に原則として顧問の教員を通じて払い込む。
- (5) 払込手数料は本連盟の負担（加入者負担）とし、払込取扱票の右側部分（振替払込請求書兼受領証）をもって領収書に代える。払込取扱票には学校名、学校コード、部活動名、協力した生徒の人数等を記入する欄を予め設ける。
- (6) 全国高体連は基金を集約し、状況をホームページ等により報告する。

### 6 本制度の周知

制度導入に当たり、本連盟より都道府県教育委員会主管課ならびに都道府県高体連会長宛の協力依頼文を送付するとともに、都道府県高体連を通じて、各高体連加盟校長宛の協力依頼文を全校に配布し、本事業についての理解と協力を依頼する。

あわせて、本連盟ホームページに掲載するなどして本制度の趣旨について周知し、多くの生徒・保護者から賛同を得て、目標額が確保できるよう努める。